

「ネイチャー日本」定款

第1条 当会は、ネイチャー日本（よみ：ネイチャーニッポン、英名：Nature Nippon）と称する。

第2条 当会は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 自然と人の間に関わる啓蒙と実践
- 2 スポーツ、キャンプ、農業体験、地域貢献に関わる教育と啓蒙
- 3 メンタルヘルス向上に貢献するイベント・教育
- 4 健康増進につながるイベント、大会の事業
- 5 自然、スポーツ、自然活動に関わる出版・教育
- 6 前各号に付帯する一切の事業

第3条 当会の構成員資格は、年齢を問わず自然を愛する者とする。

第4条 当会は、本部を「東京都中央区銀座3丁目8番4号新聞会館ビル412内」に置く。

第5条 当会は、営利を目的とせず余剰金は、継続する事業に繰り越し運用する。

第6条 当会の理事会は、毎事業年度終了後2か月以内に招集し、臨時理事会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

第7条 理事会の議長は、理事会にて議長を選出する。

第8条 決議は、法令又は会則に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる理事の議決権の過半数を超えて行う。

第9条 剰余金が生じた場合は、翌年度の事業に繰り越す。

第10条 当会社の最初の事業年度は、当会成立の日から平成25年9月末日までとする。

第11条 当会の設立時理事は、次のとおりとする。

代表理事 渋谷英雄

代表理事 伊澤直人

第12条 この会則にない事項は、すべての法令に従う

第13条 当会は2012年10月19日に設立する。

以上、ネイチャー日本を設立するため、この定款を作成する。

2012年10月19日 ネイチャー日本

代表理事 渋谷英雄

代表理事 伊澤直人

本書面の内容に相違ないことを証明いたします。

平成25年10月19日

東京都杉並区高井戸東3-18-4 代表理事 渋谷英雄 印

改訂

・2013年6月01日 鈴木麻美を理事に任命する

・2014年1月20日 伊澤直人を代表理事、渋谷英雄を理事に任命する